

運動名	平成30年 春の全国交通安全運動
期間	1 平成30年4月6日（金）から4月15日（日）までの10日間 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（火）
目的	<p>新年度を迎え、生活環境が変わる子供の交通事故の増加が懸念されます。また、依然として高齢者が関係する死亡事故の割合が高く、中でも歩行中の事故が多く発生しています。</p> <p>そこで、入園・入学して間もない幼児・児童などに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルール・マナーを身に付けさせるとともに、高齢者に対する保護・誘導活動を推進するなど、県民一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。</p>
スローガン	～ よくみせて ちいさなきみの おおきなて ～
運動重点	<ol style="list-style-type: none"> 1、子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 2、自転車の安全利用の推進（特に、ちばサイクルールの周知徹底） 3、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 4、飲酒運転の根絶
交通安全 ギュッ♡ ちばの道	<p>【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】</p>

運動重点と推進事項

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転者・職場・家庭・地域ぐるみで子供や高齢者に対する保護意識の醸成を図ることで、交通事故を防止します。

- 通学路等における幼児・児童の安全の確保と、安全に道路を通行するための子供とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- 横断歩道における歩行者等の保護活動（ゼブラ・ストップ活動）の強化
- 高齢者自身の身体機能等の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
- 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された、高齢運転者を支援するセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発



2 自転車の安全利用の推進（特に、ちばサイクルールの周知徹底）

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

- 「千葉県自転車条例」及び「ちばサイクルール」に基づく自転車の通行方法等の交通ルール・交通マナーの周知
- 「自転車運転者講習制度」の周知

ちばサイクルール

【自転車に乗る前のルール】

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

【自転車に乗るときのルール】

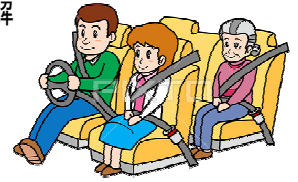
- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認しよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう



3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における交通事故発生時の被害の防止・軽減を図るため、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用に係る積極的な啓発活動を展開します。

- 後部座席を含めた全席のシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法の周知徹底
- 国の安全基準に適合したチャイルドシートの使用に向けた広報啓発の推進



4 飲酒運転の根絶

運転者をはじめ広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の確立を図るとともに、地域、職場、家庭、飲食店等、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を目指します。



- 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
 - 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - 飲酒運転の悪質性・危険性への理解や、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育等、飲酒運転根絶に向けた取組の促進
- ※ 自転車も車両です！飲酒運転は絶対にやめましょう！


千葉県飲酒運転防止統一スローガン ～その一杯 愛車も走る凶器に 早変わり～


運動の推進方法



1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

家庭で	<ul style="list-style-type: none"> ○家族とともに、近所の交通上の危険な箇所における通行方法や高齢者の運転について話し合しましょう。 ○子供や高齢者が出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」を掛けましょう。特に、早朝や夕方、夜間の外出の際には、運転者に自身の存在を知らせるため、明るい目立つ色の服装を選び、一つでも多く反射材を身に着けるように促しましょう。 ○運転免許証の自主返納制度や返納者への優遇措置について理解を深めましょう。
職場で	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼、研修会等で、子供と高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さについての教育を行い、子供や高齢者の近くでは、減速・徐行するなど「思いやり」を持った運転をするように指導しましょう。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ルール遵守と交通マナー実践の必要性を理解させて、交通安全の意識を高めましょう。 ○交通安全教育指導者マニュアルを活用するなど、効果的な交通安全教育を行いましょう。 ○通学路等の安全な通行を確保するため、危険個所を把握して保護・誘導活動を行いましょう。
地域で	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な横断などを見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手を差し伸べたりして、地域全体で子供や高齢者を守る意識を持ちましょう。 ○高齢者宅への訪問時や町内会などの各種会合の際には、高齢者の交通安全について話し合しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭で、子供や高齢の歩行者・自転車利用者・電動車いす利用者等を見かけたら、スピードを落とすなど、思いやりを持った運転をしましょう。 ○運転者から見て右側からの横断歩行者との事故が多いので、道路の右側にも注意を向けましょう。また、横断歩道に近付いたら減速し、横断歩行者がいないかしっかり確認しましょう。 ○高齢運転者は、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示するよう努めるとともに、発進時はアクセル・ブレーキを確認し、走行中は標識や標示をよく見て運転しましょう。



2 自転車の安全利用の推進（特に、ちばサイクルールの周知徹底）	
家庭で	<ul style="list-style-type: none"> ○「ちばサイクルール」を活用し、自転車に乗る前の準備と乗る時のルールについて家族全員で話し合い理解を深め、ルールを守って利用しましょう。 ○自動車の任意保険や傷害保険等の特約、自転車向け保険、TSマーク付帯保険等の加入状況について確認し、万が一の事故に備えて自転車保険の加入に努めましょう。 ○タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検整備を日常的に行うとともに、夜間道路横断中の事故を防止するため、車体の前後だけではなく側面にも反射器材を取り付けましょう。 ○夕暮れ時には早めに前照灯を点灯させ、明るい目立つ色の服装や反射材等の着用を心掛けましょう。 ○自転車に乗る時は、万一の事故による被害を軽減させるため、ヘルメットを着用しましょう。
職場で	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通勤する従業員や、業務で自転車を使用する従業員に対して、自転車の安全利用に関する交通ルールの周知に努めましょう。 ○事業用自転車で交通事故を起こした場合に、相手の損害を賠償できる保険に加入しましょう。 ○自転車の日常的かつ定期的な点検整備に努め、夕方からの早めの前照灯点灯を心掛けましょう。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームルーム等で「ちばサイクルール」やスマートフォン・ヘッドホン等使用運転の禁止規定（千葉県道路交通法施行細則）などについて説明し、自転車安全利用を促しましょう。 ○自転車の点検整備と自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度を普及啓発しましょう。 ○万一の事故による被害を軽減させるため、ヘルメットの着用を指導しましょう。 ○自転車の前照灯を早めに点灯するよう指導しましょう。
地域で	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な自転車の運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」を掛け合いましょう。 ○各種行事・会合や家族向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、「ちばサイクルール」についての啓発に努めましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車で路側帯を通行する際は道路の左側部分にある路側帯を通行しましょう。 ○歩道を通行する際は歩行者を優先させましょう。 ○飲酒運転、二人乗り、並進走行、傘差し・スマートフォン・ヘッドホン使用運転等の危険性を再認識し、法令を守りましょう。 ○交差点での信号遵守、一時停止、安全確認を徹底しましょう。 ○夕暮れ時は早めに前照灯を点灯させましょう。 <div style="text-align: right;">  </div>

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	
家庭で	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルトやチャイルドシート着用の必要性和効果について家族で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。 ○自動車で出かける家族にシートベルトやチャイルドシートの着用と安全運転への「ひとこえ」を掛けましょう。
職場で	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会や各種行事等の機会をとらえ、シートベルトやチャイルドシートの必要性和効果について、事例の紹介等を取り入れた効果的な啓発に努めましょう。 ○出勤・退社時にシートベルト着用状況を確認するなど、職場全体で着用の徹底を図りましょう。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送やホームルームの時間を利用し、シートベルトやチャイルドシートの着用の必要性を伝え、車に同乗するときは、必ず着用するよう指導しましょう。 ○保護者会等の会合を活用し、保護者が子供を乗車させる際は、シートベルトやチャイルドシートを着用させるよう呼びかけましょう。
地域で	<ul style="list-style-type: none"> ○各種会合や行事等において、シートベルトやチャイルドシートの着用効果事例の紹介をするなど、その必要性和効果についての啓発に努め、地域全体で着用の徹底を図りましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルト着用の必要性和効果を理解し、正しい着用を習慣づけましょう。 ○後部座席の同乗者に対してもシートベルトを必ず着用させましょう。 ○子供を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう。 <div style="text-align: right;">  </div>

4 飲酒運転の根絶	
家庭で	<p>○飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族でよく話し合しましょう。</p> <p>○飲酒が予想される会合等に車や自転車で出かけないように声を掛けましょう。</p> <p>○車で出かける際には、二日酔いなどアルコールの影響がないか確認しましょう。</p> 
職場で	<p>○朝礼、研修会などの機会を活用し、飲酒運転防止の指導を徹底しましょう。</p> <p>○飲酒を伴う会合等には、帰宅方法を確認するなどして車を運転しないよう指示を徹底しましょう。</p> <p>○自動車運送事業者の営業所等においては、運転前にアルコール検知器により酒気帯びの有無を確認しましょう。</p>
学校で	<p>○広報資料、DVD等の映像資料、飲酒疑似体験ゴーグル等を活用し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などにおいて、発達段階に応じた飲酒運転防止教育を進めていきましょう。</p> <p>○飲酒運転事故被害者や遺族の手記を朗読するなど、心に響く教育を推進しましょう。</p>
地域で	<p>○各種会合、行事等あらゆる機会を通じて飲酒運転の根絶を呼び掛け、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりに努めましょう。</p> <p>○飲酒を伴う会合等には車や自転車を運転して行かないようお互いに声を掛け合しましょう。</p> <p>○酒類販売業者等と連携し、車両を運転する者には絶対に酒類を提供しないようハンドルキーパー運動の推進を図りましょう。</p> 
運転者は	<p>○「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、自転車も含めて飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。</p> <p>○飲酒が予想される会合等には、車や自転車で出掛けないようにしましょう。また、飲酒運転の車に同乗してはいけません。</p> <p>○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。</p>

高齢者交通安全 いきいきキャンペーン2018

交通事故のない、いきいきした毎日を過ごして交通安全賞を目指しましょう！

★参加資格

千葉県内にお住まいの65歳以上の方
※運転免許証の有無は問いません。

★参加費

無料

★申込期間

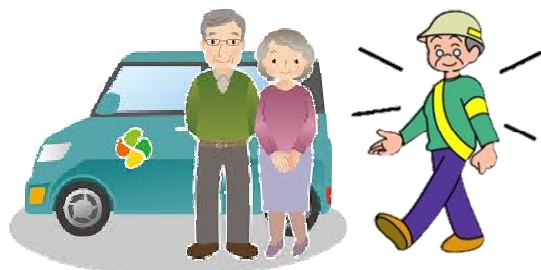
平成30年2月1日から平成30年8月31日

★無事故認定期間

平成30年9月1日から平成30年12月31日

★交通安全賞

期間中に交通事故の当事者とならなかった方のうち、抽選で100人に「3,000円相当の商品券」(予定)を贈呈します。



問合せ先：千葉県警察本部交通総務課 (043-201-0110 内線 5044)
又は、千葉県内のお近くの警察署交通課